

# 交渉NEWS

東日本ユニオン東京地本 NO, 1 4 2020年 6月22日

## 申11号「申8号回答・交渉に基づく緊急申し入れ」 6月18日支社回答交渉を行う！

起床遅延に伴い減ぜられた賃金及び手当の追給と職場における状況説明を求め、東京地本は申8号を発し東京支社と論議してきました。「自動起床装置動作の検証」「職場での聞き取り」などを行い2度の交渉で「防げた事象であった」「職場では双方向コミュニケーションが基本」「職場に働きかける」などを確認してきました。

しかし、第2回交渉以降、残念ながら職場での“丁寧な状況説明”も行われず、時間だけが過ぎる否定的な状況となっていました。地本は申11号として緊急申し入れを行い、6月18日に改めて支社と論議を行いました。

結果として「減ぜられた賃金及び手当の追給」は認定されませんでした。支社側から「社員の話をしっかり聞く」「互いに思いやる」「普段的な関り」「現実に即した」などの言葉とともに職場における“社員”と“管理者”との関係改善を進めていくことや自動起床装置動作の検証に基づくハード面の改善、職場管理者教育・研修の充実が話され、このことを労使双方で確認し交渉を終えました。



会社や職場管理者への不信感、“事象の処理”、機器・設備の不具合の扱い、思いと思惑など…。複雑に絡み合いながら、職場では『様々な事象』が日々発生します。

“良かれと思って”“悪いようにはしないから”“だと思っていた”…。キチンと向き合って話をしなければベクトルは決して良い方向には向きません。少しでも？があれば、放置せずに答えが出るまでしっかり話をすることが大事だ！と申8号ならびに申11号交渉を経てあらためて感じています。